

下野市立南河内小中学校 学校いじめ防止対策基本方針



I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条 第1項 平成25年9月施行）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめに対する本校の基本認識

- (1) いじめはどの学校・どの学級にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべきである。いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する問題であるということを認識する。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを認識する。
いじめは教職員（大人）が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめの発見に努める。
- (3) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
※いじめの認定では、その背景や児童生徒が感じた被害性に着目しながら判断し、いじめという言葉を使わない柔軟な対応の場合でも、いじめとして対処する。（栃木県いじめ防止基本方針）

II いじめの未然防止

(1) 「居場所づくり」と「きずなづくり」

規律正しく授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもった児童生徒を育てる。そのために、「授業づくり」と「集団づくり」を常に見直ししながら、「分かる授業」と組織的・計画的な「場づくり」の工夫を進める。

(2) 「自己有用感」の育成

全ての児童生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定し、他人の役に立っている、周囲から認められているといった「自己有用感」を育てる。

(3) 「いじめ問題」学習を年間指導計画（児童生徒指導）や人権週間等（道徳・学級活動）に位置付けし、実施する。

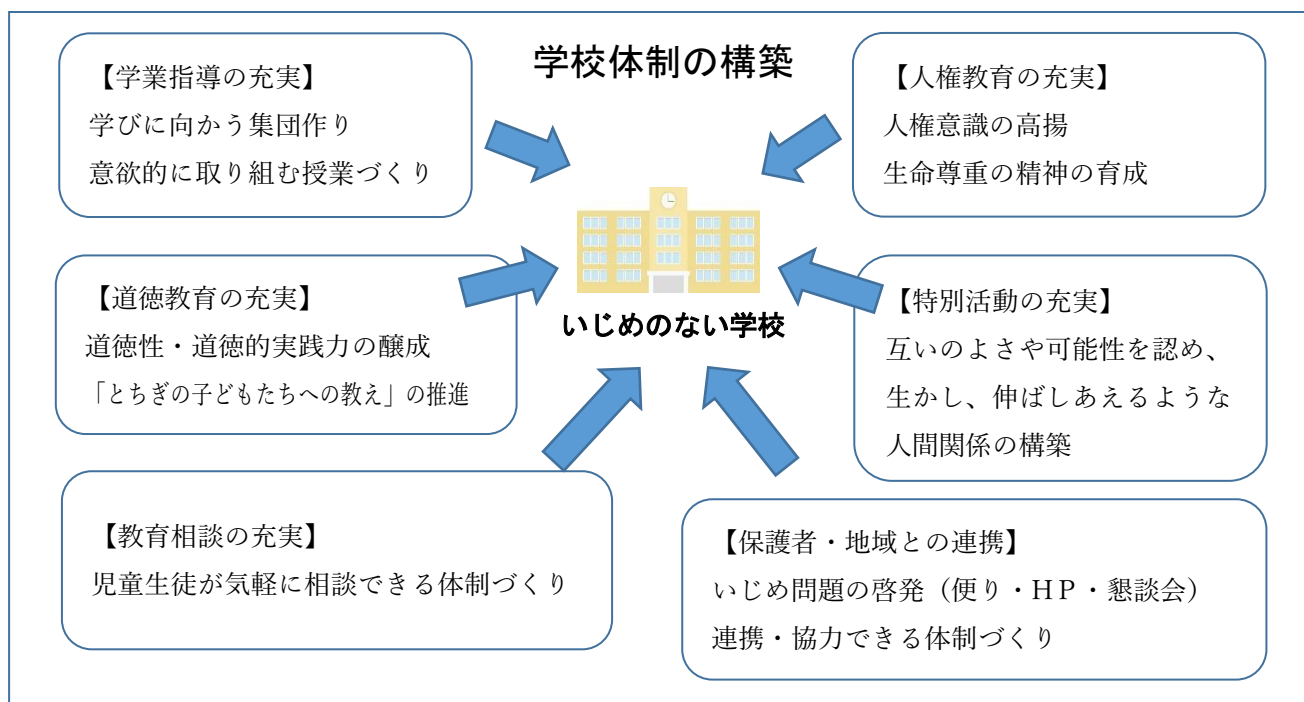
(4) 「いじめ問題」に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。（児童生徒集会・下野市子ども未来プロジェクト等）

(5) 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動を慎み、障害のある児童生徒についての理解を深める。校内教育支援委員会（6・10・3月）・服務規律研修（4・7・12月）

(6) 学校と家庭、地域、関係機関が協力して未然防止、早期発見、指導に当たる。

(7) 教職員研修の充実を図る。

(8) 「学校評価」等によりその結果を踏まえて見直しを行う。



役割分担

①校長・教頭

- 学校の方針の提示
- 「いじめを許さない」姿勢の徹底
- マニュアルの自校化
- いじめ調査等の確認、対応指示
- 教師の人権意識の高揚
- 地域や関係機関との連携と外部への説明責任
- 学校いじめ防止等対策会議の開催
- 風通しの良い職場づくり
- 支援、指導の体制、対応方針の決定

②教務主任

- いじめ対策諸行事の調整
 （集団形成に関わる学校・学年行事、縦割り班活動、教育相談月間、人権週間、クラブ・委員会活動、読み聞かせ 等）
- 人権教育の推進（人権教育主任との連携）
- 小中連携の推進

③児童指導主任 生徒指導主事

- いじめ対策全体指導
- 学校いじめ防止等対策会議の進行
- 調査等の実施、集計と対応（教育相談係と連携）
- 学級担任からの情報収集
- いじめの防止等に係る校内研修会等の計画、実施（教務主任と連携）
- 保護者との連携
- いじめの相談、通報を受ける窓口

④学年主任

- 学年行事等での集団づくり
- 学級経営への助言

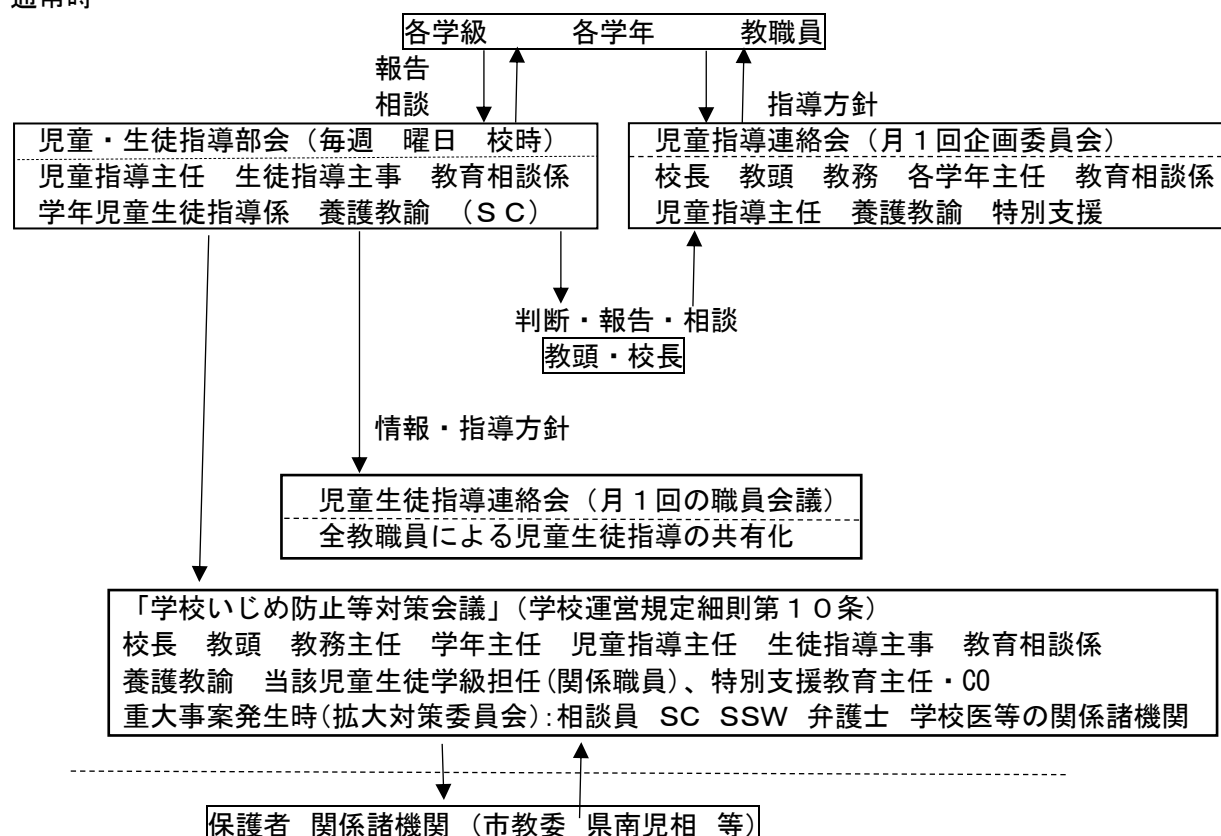
⑤学級担任

- 分かる授業の展開、全ての児童生徒が参加・活躍できる授業の工夫
- 道徳、学活の時間等の年間計画作成と指導（道徳、特活主任と連携）
- 学習規律の定着
- 望ましい学級集団形成に向けた意図的な取組
- 日頃の人権教育、チェックと調査の実施
- 子どもと触れ合う時間の増加

- ⑥養護教諭、教育相談係、特別支援教育主任、特別支援コーディネーター
- 要配慮児童生徒の情報提供
 - 障害（発達障害を含む）を持つ児童生徒の理解と対応の仕方の浸透
 - 児童生徒相談員やスクールカウンセラーとの連携

【学校内対応組織】

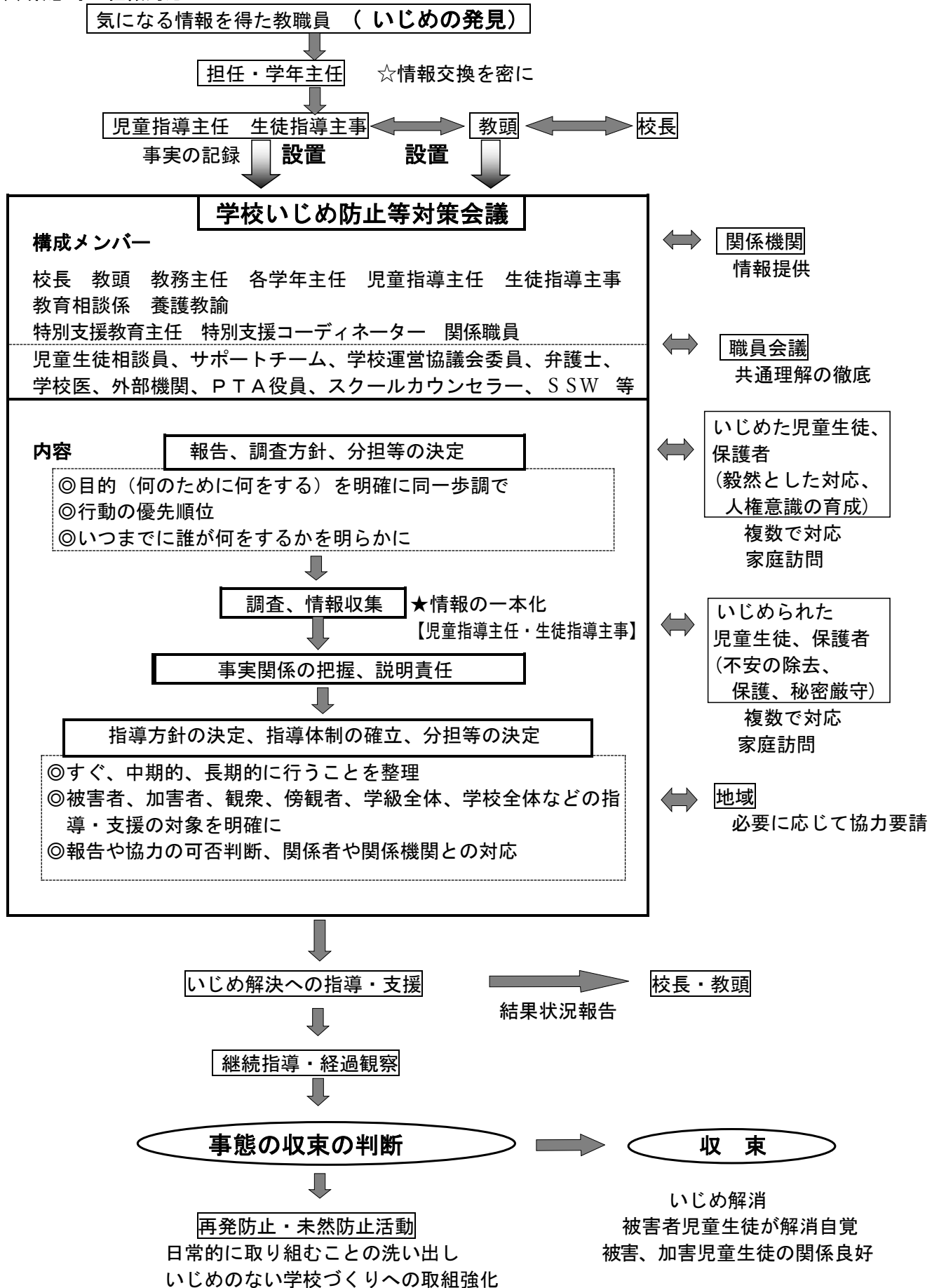
通常時



Ⅲ 早期発見・事案対処・早期解決に向けての取組

- (1) いじめの兆候を見逃さない、見過ごさないために、児童生徒の些細な変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対処する。
- (2) Q-U検査と教育相談を計画的に実施し、児童生徒の人間関係を把握する。
- (3) 児童生徒のアンケート等を意識的・積極的に活用し、児童生徒から気軽に相談されるような信頼関係を構築する。アンケート等は必ず複数の目で確認し、卒業まで保管する。
- (4) 出欠、早退、遅刻等、家庭と連絡を密に取り合う中から変化を見付け、必要に応じて保護者との相談を行う。また、関係機関やスクールカウンセラーとの連携を図る。
- (5) いじめ早期解決のために、当該児童生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく家庭、地域、関係機関、専門家(外部機関)と協力して指導にあたる。

(2) 緊急時の組織対応



IV いじめ問題に対する措置

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ・いじめ問題発見

正確な実態把握

- 当事者双方、周りの児童生徒から聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。正確に記録する。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象に捉われず、いじめの全体像を把握する
- ※事実関係を把握したら、報告（問題によっては、発見後直ちに報告）

発見者→児童指導主任、生徒指導主事、教務主任、教頭→校長

- ◇誰が誰をいじめているのか。
- ◇いつ、どこで起こったのか。
- ◇どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか。
- ◇いじめのきっかけは何か。
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか。

対応 1

- 正確に記録する。
- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。

対応 2

○校長の指導

- ・学校いじめ防止等対策会議での対応（役割分担）
- ・保護者、PTAの組織活用の有無
- ・公的機関の協力を受けることの可否
- ・市教委報告・連絡・相談、PTA報告
- ・マスコミへの対応

※保護とは

事態の深刻性・緊急性に応じ、場合によっては加害児童生徒から一時的に隔離するなど、苦痛を取り除く対策を講じること

児童生徒への指導・支援

○いじめられた児童生徒に対して

- ・保護し、心配や不安を取り除く。
- ・最後まで守り、秘密を守ると伝える。

○いじめた児童生徒に対して

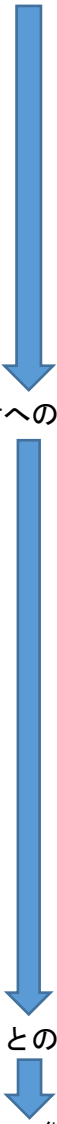
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

○周りの児童生徒に対して

- ・いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学校全体に

示す。

- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料を基にいじめについて話し合い、自分たちの問題として認識させる。



保護者への対応策

○保護者への対応（担任・児童指導主任・生徒指導主事・教務主任・教頭）

- ・ 学級、全校で指導した時点で、保護者にも知らせ、協力を得る。

○被害児童生徒の保護者

- ・ 発見したその日の内に、家庭訪問等で、実情とこれまでの指導の経過及び今後の対応について説明し、理解と協力をお願いする。

○加害児童生徒の保護者

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 児童生徒の変容を知るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

P T A との協力

○状況によっては、学校運営協議会、P T A 等にも説明し、協力を依頼する。

児童生徒への継続指導

○指導を継続する。随時、指導の経過を報告する。

（担任→児童指導主任・生徒指導主事→校長、教頭）

○事態が改善されない場合には、再度対応策について検討し対応する。

〔担任としていじめが起きていたら・・・〕

「いじめはどの学級でも起こりうる可能性がある」との認識に立って対処する。

○いじめられている児童生徒へ

- ・全力でいじめから守ることを約束する。
- ・いじめられた内容や、つらい思いなど親身になって聴くとともに、いじめを解決する方法について一緒に考えて考える。
- ・活動の場を作り、認め励ますことによって、自信や存在感を持たせるようにする。

○いじめている児童生徒へ

- ・「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめていることを止めさせる。
- ・いじめられている子どもの気持ちに着目させ、いじめることが相手の気持ちをどれだけ傷つけ、苦しめているかを分からせる。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図りながら教師との信頼関係を作る。
- ・当番活動や係活動など、具体的な場での良い活動を積極的に見付け、褒め認める。

○学級全員に対して

- ・見て見ぬふりをすることは、いじめを助長することになることを分からせる。いじめを見付けたら、先生や友達にすぐに知らせ、すぐに止めさせることを徹底する。
- ・友だちの言い成りにならず、自らの意志で行動することの大切さを分からせる。
- ・一人一人が掛けがえのない存在として尊重され、安心して生活する権利を持っていることを理解させ、温かい人間関係の構築に努める。

※いじめが重大事態、もしくは重大事態に発展する恐れのある場合の対応

- ①校長・教頭：教育委員会へすみやかに第一報を入れる。（報告・連絡・相談）
- ②教頭：教育委員会の指示に基づき、報告書による報告を行う。（対策会議録の写しを提出）
- ③校長・教頭：スクールカウンセラー・サポートセンター・警察などと連携し、指導計画を立てる。
- ④教頭：PTAに説明し、協力を依頼する。
- ⑤全教職員：指導計画について共通理解を図り、学校・家庭で指導を強化する。
被害児童生徒の心のケアを継続する。
- ⑥教頭：教育委員会に経過の報告をする。
- ⑦全教職員：再発防止に努める。

重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第28条）

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

V ネット上のいじめへの対応

パソコンや携帯電話・スマートフォン・ゲーム機等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

1 トラブルの種類

- (1) メールでのいじめ
- (2) ブログでのいじめ
- (3) チェーンメールでのいじめ
- (4) 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ
- (5) SNSから生じたいじめ

匿名性により、自分だと分からなければ何を書いても構わないと、安易に誹謗中傷が書き込まれやすい。

➡ ・掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

・スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

- (6) 動画共有サイトでのいじめ

➡ ・一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2 未然防止

- (1) 保護者へのお願い

- ① 児童生徒のパソコンやスマートフォン等を管理するのは家庭であり、フィルタリングはもちろん、家庭において児童生徒を危険から守るためのルール作りを行うこと、特にスマートフォンは安易に持たせないよう理解を得る。
- ② インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- ③ ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に児童生徒に深刻な影響を与えることを認識すること。

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠である。そのため、保護者と緊密に連携・協力し、双方での指導を行うことが大切。

- (2) 児童生徒への指導のポイント

- ① 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ② 匿名でも書き込みをした人は特定できること。（アドレス等）
- ③ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。（「刑法」に関わる）
- ⑤ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ⑥ 情報等のデータ保存（証拠の確保）

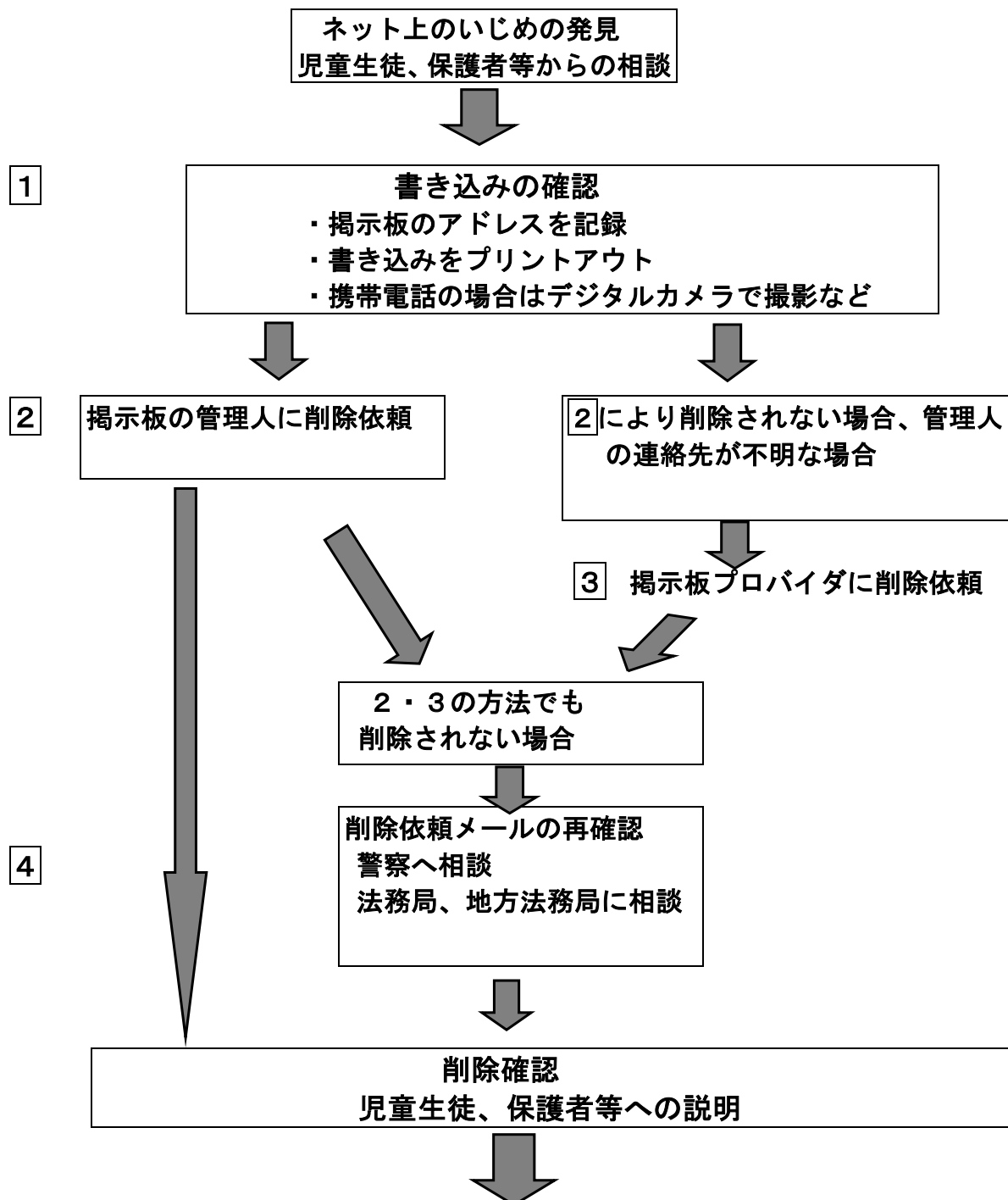
3 いじめ発見・対応

早期発見・早期対応に向けて

① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除の手順（例）



- ※ ネット上へのいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要である。
- ※ 情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心を払う。

VI その他の取組

- 1 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備
 - (1) 教育相談計画にいじめ問題対策の計画を加え、学校全体でいじめ問題に取り組む。
 - (2) 人権教育、道徳教育等の年間指導計画にいじめ問題対策を位置づける。
- 2 教職員研修の充実
 - (1) いじめ問題を取り上げた事例研究会の開催
 - (2) いじめ問題を取り上げた人権教育研修会の開催
 - (3) ネットいじめに対する、情報モラル研修会の開催
- 3 特にネットいじめに関わる対策
 - (1) 情報機器の所持率を全校で把握し、必要な指導や情報の提供を行う。
 - (2) ネット使用に関わる研修や指導を年間で位置づけ、防止策について指導する。
 - (3) ネット被害に関する教育相談週間、相談機関を設け、速やかな解決を図る。

いじめ問題への対応ルール

レベルⅠ

〈事 例〉

- 特定の児童生徒が触った物を「○○菌が付いた。」等と言って汚物を扱うように囁し立てる。その子自身に触ることも極端に嫌がる。
- 登下校中、後ろから小石を投げたり、突いたりする。また、荷物を持たせたり急に走り出して一人にしたりする。

被害児童生徒について

- ・「無口になり、表情がさえない。」「悪口を言われても、愛想笑いをしている。」等表情に変化が現れる。
- ・理由のはっきりしない欠席、早退、遅刻がある。
- ・本人やその保護者、その友達等から訴えがあり深刻な状況である。

場合は、レベルⅡ以上にする。

〈対応例〉

- 管理職への報告。学年、学級、児童指導主任、生徒指導主事と協力して指導。
- 学校いじめ対策組織等で共通理解を図り、管理職の指導の下、全校体制「○○菌」等と言わない指導を徹底し、再発防止に努める。

レベルⅡ

- 数人でわざと聞こえるように悪口を言ったり、「死ね」「学校へ来るな」等の手紙を机などに入れたりする。
- 「約束だ～しろ」と命令したり「～しないと殴るぞ」等と脅したりする。

被害児童生徒について

- ・通院治療が必要な傷や打撲のあとがあったり体調不良を訴えたりした。
- ・理由がはっきりしない欠席が続いた。
- ・強い精神的苦痛があると思われる。
- ・自殺をほのめかすような発言がある。

場合は、レベルⅢ以上にする。

- 管理職への報告を行い、学年、学級、児童指導主任、生徒指導主事、管理職で指導。
- 個別に事実を確認し、指導する。また、学級（学年・全校）で行為の卑劣さを訴える。

レベルⅢ

○学級の児童生徒全員が被害児童生徒を「無視する」「話をしない」等の仲間はずれをする。また、数名の児童が他の児童・生徒が見ている状態で「殴る、蹴る、ぶつかる」等の暴力を振るう。被害児童生徒は、治療のため通院するようになり、以後休みがちになる。

被害児童生徒について

- ・殴られた結果打撲や裂傷を負い、通院治療や入院治療が必要になる。

場合は、レベルⅣ以上にし、教育委員会の指示を受ける。

○今後の指導について保護者と学年学級担任、教育相談担当、児童指導主任、生徒指導主事、管理職を交え、被害児童生徒を全面的に守る姿勢を示し、相談・支援をする。同時に周辺児童生徒への指導をする。また、スクールカウンセラー及びサポートセンターとも連携しながら指導計画を立案し、全教職員で共通理解を図り、学校・家庭で指導を強化する。

教育委員会への報告を行う。
(報告・連絡・相談)

レベルⅣ

○毎日のように持ち物がなくなったり壊されたりし、特定のメンバーにはかなり意識的に殴る、蹴るを繰り返される。それだけでなく誹謗中傷や罵詈雑言をメールで流され、登校できなくなる。

被害児童生徒について

- ・殴られた結果打撲や裂傷を負い入院治療が必要になる。
- ・鬱的な症状が見られ、診療内科への通院が余儀なくされる。
- ・本児が学校側との面会を拒絶し、保護者からは自殺をほのめかす言動があるとの連絡を受ける。

場合は、レベルⅤにし、教育委員会の指示を受ける。

○管理職が関係諸機関（警察、児童相談所等）と連絡を取り連携して指導に当たる。

○スクールカウンセラーやサポートセンターと連携して被害児童生徒の心のケアに努める。

○周辺児童生徒の指導を強化する。

教育委員会へ報告を行い、対応の指示を受ける。

レベルⅤ

○複数の児童生徒に押さえられ、下着を下げた写真を撮られる。さらにメール等で流される。被害児童生徒は、この件をきっかけに登校できなくなる。部屋にこもってリストカットを繰り返し、自殺を企画したが未遂に終わる。精神的にも正常な状態ではなくなって入院する。

○管理職が関係諸機関（警察、児童相談所等）と連絡を取り連携して指導に当たる。

○関係機関と連携して被害児童生徒の心のケアに努め、周辺児童生徒の指導を強化する。

被害届を提出すると同時に教育委員会へ報告する。

VII 年間指導計画

月	児童・生徒指導部関連	関連とねらい
4	○児童指導部会 ○児童生徒指導部会（毎週 曜 校時） ○授業参観・P T A総会・各学年保護者会等 ○家庭確認	★諸問題への方策策定、事案の検討と学校いじめ対策組織開催の判断（以下★） ・P T Aとの連携、協議 ・家庭との連携強化
5	○児童指導部会 ○児童生徒指導部会（毎週 曜 校時） ○体育祭の生徒指導共通理解 ○教育相談①（教育相談アンケート①）	★ ・各行事のねらいに即した児童・生徒指導の方針
6	○児童指導部会 ○児童生徒指導部会（毎週 曜 校時） ○修学旅行（9）、職場体験（8）、校外学習（4～7）、遠足（1～3） - 臨海自然教室（5） ○生活アンケート① ○Q-U①	★ ・行事における関係力の育成 ・児童生徒の抱える課題の把握、助言 ・児童生徒の生活状況の把握、助言 ・学級集団の課題の把握と指導方針の見直し
7	○児童指導部会 ○児童生徒指導部会（毎週 曜 校時） ○夏休みの児童生徒指導共通理解	★ ・P T A、地域との連携、協議 ・長期休業における指導配慮方針
9	○児童指導部会 ○児童生徒指導部会（毎週 曜 校時） ○宿泊学習（4）	★ ・休業中の生徒の状況の把握、助言
10	○児童指導部会 ○児童生徒指導部会（毎週 曜 校時） ○夕顔祭の生徒指導共通理解	★ ・行事における関係力の育成
11	○児童指導部会 ○児童生徒指導部会（毎週 曜 校時） ○修学旅行（6） ○授業参観・各学年保護者会等	★ ・児童生徒の生活状況の把握、助言
12	○児童指導部会 ○児童生徒指導部会（毎週 曜 校時） ○Q U② ○冬休みの児童生徒指導共通理解	★ ・P T A、地域との連携、協議 ・学級集団の課題の把握と指導方針の見直し ・長期休業における指導配慮方針
1	○児童指導部会 ○児童生徒指導部会（毎週 曜 校時） ○生活アンケート② ○教育相談②（教育相談アンケート②）	★ ・休業中の児童生徒の状況の把握、助言 ・行事のねらいに即した児童生徒指導の方針 ・児童生徒の抱える課題の把握、助言
2	○児童指導部会 ○児童生徒指導部会（毎週 曜 校時） ○スキー宿泊学習（8） ○授業参観・P T A総会・各学年保護者会等	★ ・児童生徒の生活状況の把握、助言
3	○児童指導部会 ○児童生徒指導部会（毎週 曜 校時） ○年度の反省総括と来年度への課題	★ ・評価と基本方針の見直し